

(参考) 個別指導自主点検表⑤ (リハビリテーション料)

①実施体制

- 従事者1人1日当たりの実施単位数(具体的には、リハビリテーションに従事する職員1人ごとの毎日の訓練実施終了患者の一覧表を作成しているか)を適切に管理しているか。
- 職員1人当たりの実施単位が[従事者1人1日につき24単位・1週間で108単位]を超過していないか。

②リハビリテーション実施計画

- 実施計画を初回または3月ごとに作成し、患者または家族に説明して同意を得ているか。
- 実施計画書の内容に不備がないか、画一的でないか、必要記載項目に空欄がないか。
- 実施計画の説明の要点を診療録に記載しているか。

③機能訓練の記録

- 機能訓練の内容の要点について診療録等への記録があるか、画一的でないか、不十分でないか。
- 機能訓練の開始時刻および終了時刻の診療録等への記載があるか、画一的でないか。
- 機能訓練の開始時刻および終了時刻の記載が患者ごとの実施記録または診療録と、リハビリテーション従事者ごとに管理した実施記録の時刻が一致しているか。

④適応および内容

- 医学的にリハビリテーションの適応に乏しい患者に実施しているか。
- 対象疾患に該当するとした診断根拠が確認できるか。
- 対象疾患以外の患者に対して算定していないか。
- 医学的に最も適当な区分とは考えられない区分で算定していないか(例:他の疾患別リハビリテーション料等の対象となる患者に対して廃用症候群リハビリテーション料を算定していないか)。
- 実施した内容がリハビリテーションではないものについて、算定していないか。
 - 例:リハビリテーションのための計測のみを行ったものについて、算定していないか。
 - 例:実態として処置(消炎鎮痛等処置(マッサージ、温熱療法を含む)、介達牽引)とみなされるものについて算定していないか。
 - 例:運動器リハビリテーション料について、実用的な日常生活における諸活動の自立を図る目的以外の内容(スポーツのフォームの矯正等)で算定していないか。
 - 例:基本的動作訓練としての歩行訓練、座位保持訓練等のみで、算定していないか。

⑤実施時間

- 訓練時間が20分に満たないものについて算定していないか。

⑥患者1人当たりの算定単位の超過

- 患者1人につき1日合計6単位を超えて(別に厚生労働大臣が定める患者については9単位を超えて)算定していないか。

⑦標準的算定日数を超えて継続してリハビリテーションを行う場合

- 継続することとなった日を診療録に記載しているか。

⑧リハビリテーションの起算日

- 起算日が医学的に妥当であるか。
- 標準的算定日数を経過するごとに対象疾患を変更していないか。
- 同じ疾病のリハビリテーションを継続して行う場合に、発症日をリセットしていないか。
- 1) 特掲診療料の施設基準等別表第九の八第一号に掲げる患者であって、標準的算定日数を超えて継続してリハビリテーションを行う患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断できない例であるにもかかわらず、月13単位を超えて算定していないか。

⑨要介護被保険者等の確認

- リハビリテーション実施時に患者が要介護被保険者かどうか確認しているか。
- 要介護被保険者に対する疾患別リハビリテーションの算定区分が間違っていないか。

⑩リハビリテーション総合計画評価料

- リハビリテーション総合実施計画が定められた様式に準じているか。

- リハビリテーション総合実施計画を患者に説明しているか。
- リハビリテーション総合実施計画書を患者に交付しているか。
- リハビリテーション総合実施計画書の写しを診療録に添付しているか。
- リハビリテーション総合実施計画書について、多職種で共同して作成しているか。
- リハビリテーション総合実施計画書の記載内容が画一的ではないか、不十分ではないか、空欄がないか。
- リハビリテーション総合実施計画書において目標についての記載があるか。
- リハビリテーション総合実施計画書に基づいて行ったリハビリテーションの効果、実施方法等について共同して評価を行っているか。
- リハビリテーション総合計画評価料1について、介護保険リハビリテーションの利用を予定している患者に対して脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料または運動器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合に算定していないか。
- リハビリテーションが開始されてから評価ができる期間に達しているとは考え難い場合で算定していないか。

⑪リハビリテーション計画提供料

- リハビリテーション実施計画またはリハビリテーション総合実施計画書を、定められた紙様式を用いて作成しているか。
- リハビリテーション計画提供料1について、要介護認定を申請中または介護保険法第62条に規定する要介護被保険者等であるものの、介護保険によるリハビリテーションへの移行を予定していない患者について算定しないか。
- リハビリテーション計画提供料1について、直近3月以内に目標設定等支援・管理料を算定している場合に、目標設定等支援・管理シートを併せて提供していないにもかかわらず算定していないか。
- リハビリテーション計画提供料2について、他の医療機関に提供した文書の写しを診療録に添付しているか。

⑫目標設定等支援・管理料

- 要介護被保険者でない患者について算定していないか。
- 初回ではないにもかかわらず、初回の場合の点数を算定していないか。
- 目標設定等支援・管理シートを作成し、患者に交付し、シートの写しを診療録に添付していないで算定していないか。
- 多職種で共同して作成しているか。
- 患者に対して目標設定等支援・管理シートに基づいた説明を行っているか。
- 目標設定等支援・管理シートに基づいた説明について、その内容、当該説明を患者等がどのように受け止め、どのように反応したかについて、診療録に記載しているか。

(出典 「保険診療における指導・監査」厚労省ホームページ資料より編著者が抜粋作成した)